

クラブライセンス交付第一審機関（F I B）決定による 2020シーズンに関するJリーグクラブライセンス判定の概要

2019年9月27日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ
クラブ経営本部
クラブライセンス事務局

- (1) 44クラブに J 1 クラブライセンスを交付、4クラブに J 2 クラブライセンスを交付
- (2) J 1 クラブライセンスは昨年度から3クラブが新たに取得
(町田、鹿児島、琉球)
- (3) 新たに J 1 クラブライセンスを取得した3クラブ（町田、鹿児島、琉球）は、昨年度に改正したスタジアム及びトレーニング施設の例外適用を申請したもの
- (4) 水戸は昨年に続き、解除条件付きにて J 1 クラブライセンスを取得

1. Jリーグクラブライセンス制度の概要

1 - 1. 今回の決定で交付されるクラブライセンス

(1) クラブライセンスの種類

Jリーグクラブライセンスには以下の2種類があり、各クラブライセンス基準のうち「A等級」に指定されている基準を全て充足していると判定されれば、いずれかのクラブライセンスが交付される。

	クラブライセンスの種類	内容
Jリーグクラブライセンス	J 1 クラブライセンス	順位の要件を満たしていれば、2020シーズンは J 1・J 2 に残留または昇格することができる
	J 2 クラブライセンス	順位の要件を満たしていれば、2020シーズンは J 2 に残留または昇格することができる（J 1 に昇格することはできず、J 1 参入プレーオフの出場資格もない）

- ◆ J 3 クラブライセンスは、Jリーグ独自に J 3 クラブとして最低限必要とされる条件を示したものであり、J 1・J 2 のクラブライセンス制度とは異なるものである。
なお、J 3 クラブライセンスに関する判定は Jリーグ理事会の決議事項となっている。

1 - 2. 決定を行う機関

(1) クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)

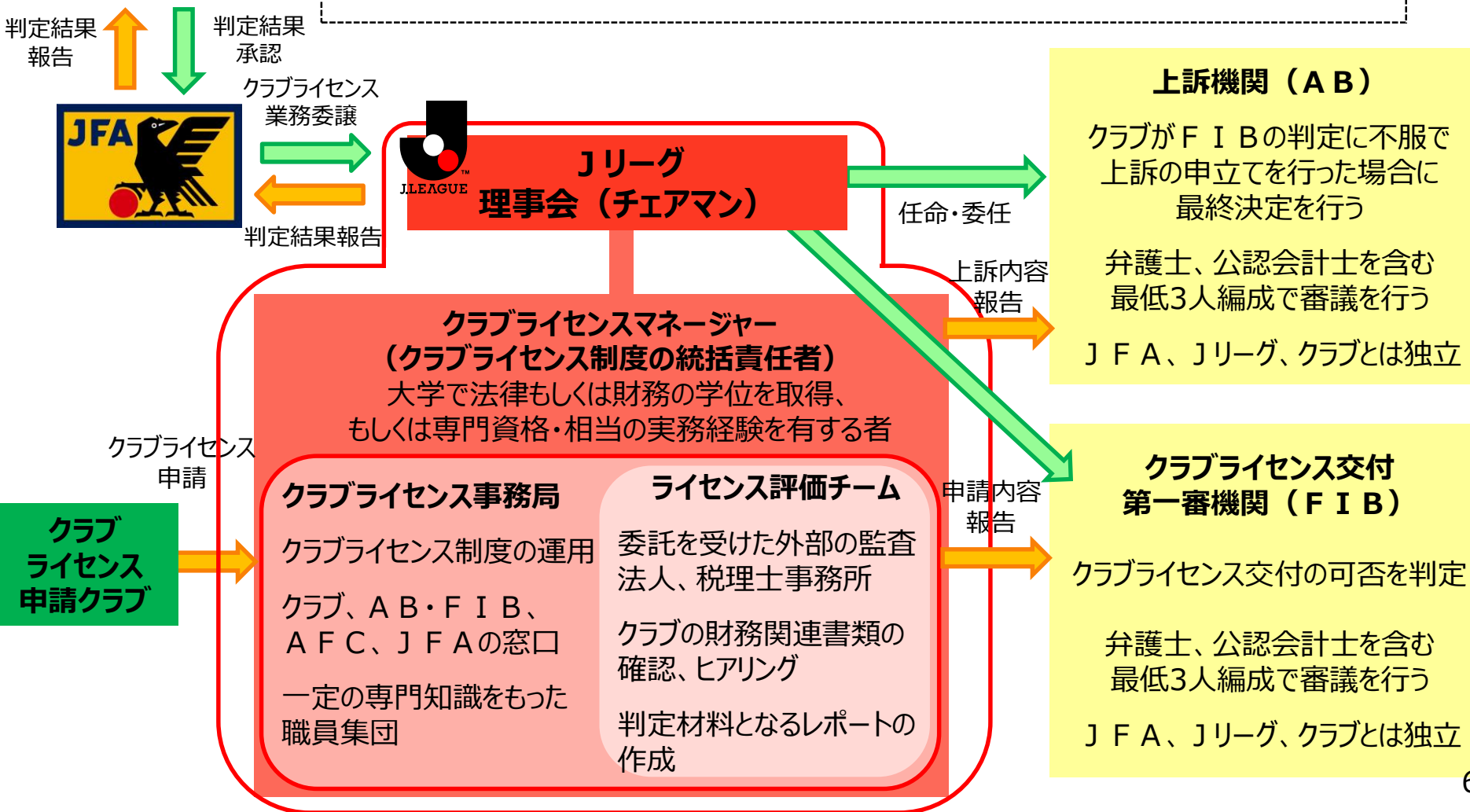
- ◆ クラブから提出された申請書類に基づき、Jリーグクラブライセンスの審査および決定を行うJリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は10名（弁護士4名、公認会計士4名、有識者2名）
- ◆ F I B 10名のうち9名を3班に分け、各班で16クラブずつを担当し、審査および判定を実施
最後に1名を総議長として全員で判定確認を行い、F I B 判定が最終決定

(2) クラブライセンス交付上訴機関 (A B)

- ◆ 上訴権者がF I Bの決定に対して不服があり上訴を行った場合に、F I Bの決定について審査を行い、F I Bの決定を支持するまたは新たな決定を行う機関
- ◆ F I B同様にJリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は5名（弁護士2名、公認会計士3名）
- ◆ クラブが上訴を行える（上訴権者となる）のは以下のいずれかの場合
 - ・クラブライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合
 - ・制裁付きでクラブライセンスの交付を受けた場合
 - ・クラブライセンスの取消しの決定を受けた場合



(1)クラブライセンスを判定する機関は、Jリーグ理事会と独立の関係にある
 (2)理事会は判定結果への意見申立て、再審議等の権限はない



日程	内容
【2018年】 12月31日～ 3月31日	クラブが2018年度決算着地見込および2019年度予算を提出[決算日期限]（※1）
【2019年】 1月31日	クラブライセンス事務局がクラブに対し、2020シーズンのクラブライセンス申請要領通知
3月31日～ 6月30日	クラブが2018年度の決算書・税務申告書など財務関係書類を提出[決算日から90日以内]（※1）
6月30日	クラブライセンス申請書類すべての提出期限
5月13日～ 8月30日	<p>クラブライセンス事務局・評価チームによるヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今期は22クラブに実施 ・経営上の課題等があると判断されるクラブについては、その確認と洗い出しを行う ・一部のクラブに対し、F I B が直接ヒアリングを実施 <p>⇒ F I B の通知に基づき、クラブは追加資料の提出、対応を実施</p>
8月1日～ 8月31日	クラブライセンス事務局・評価チームがF I B への評価レポートを作成し、提出
9月2日～ 9月10日	<p>F I B による判定会議 F I B 10名のうち9名が3班に分かれて判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F I B 第1班……F I B 3名、16クラブの審査 ・F I B 第2班……F I B 3名、16クラブの審査 ・F I B 第3班……F I B 3名、16クラブの審査
9月19日	F I B 総議長1名が加わり、F I B 10名全員でクラブライセンス判定を最終確認、決定
9月27日	クラブライセンス判定の決定内容発表

※1 クラブの決算月は12月、1月、3月のいずれかのため、クラブにより期限が異なる

※2 F I B および A B とクラブライセンス事務局は定期的に会議を実施し、申請書類の内容の精査、確認事項の洗い出しを行っている。

2. 判定結果、制裁および特記事項など

2 - 1. クラブライセンス判定結果概要①

(クラブ数)

判定結果	2018年申請 [2019シーズン]	2019年申請 [2020シーズン]	備考
J 1 クラブライセンス交付	41	44	・町田・鹿児島・琉球が新たに J 1 クラブライセンスを取得 ・水戸は解除条件付きにて J 1 クラブライセンスを取得
J 2 クラブライセンス交付	7	4	
不交付	0	0	
合計	48	48	

① 申請を行った48クラブのうち、44クラブが J 1 クラブライセンス、4クラブが J 2 クラブライセンスの交付判定

②施設基準の例外適用申請により町田、鹿児島、琉球が新たに J 1 クラブライセンスを取得
(昨年は J 2 クラブライセンス取得)

③ J 2 クラブライセンスが交付されたのは 4 クラブ

- ・ホームスタジアムが J 2 基準(入場可能数10,000人以上15,000人未満)：鳥取
- ・トレーニング施設が J 2 基準：秋田・長野・鳥取・讃岐

※ J 3 クラブのうち、八戸・岩手・福島・Y S 横浜・相模原・藤枝・沼津の 7 クラブは J 3 クラブライセンスを申請
10月の J リーグ理事会にて判定が行われる

2 - 1. クラブライセンス判定結果概要②

(1) クラブライセンス

	クラブ数	クラブ名
J 1 クラブライセンス	44	札幌・仙台・山形・鹿島・水戸・栃木・群馬・浦和・大宮・千葉・柏・F C 東京・東京V・町田・川崎 F・横浜 F M・横浜 F C・湘南・甲府・松本・新潟・富山・金沢・清水・磐田・名古屋・岐阜・京都・G 大阪・C 大阪・神戸・岡山・広島・山口・徳島・愛媛・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・大分・鹿児島・琉球
J 2 クラブライセンス	4	秋田・長野・鳥取・讃岐
不交付	0	- 該当クラブなし -

(2) スタジアムに関するB等級基準の充足状況

		クラブ数	クラブ名
制裁なし	基準充足	17	札幌・仙台・鹿島・浦和・千葉・FC東京・東京V・川崎 F・横浜 F M・長野・新潟・京都・G 大阪・徳島・北九州・鳥栖・大分 ※水戸 (K s スタ)、名古屋 (豊田ス) は充足
	制裁免除(トイレ60%ルール)	6	岐阜・神戸・山口・福岡・長崎・熊本
	制裁免除(スタジアム新設・改修)	2	町田・C 大阪
制裁あり	制裁(トイレ不足)	0	- 該当クラブなし -
	制裁(屋根不足)	19	<u>山形・栃木・群馬・大宮・柏・横浜 F C</u> ・湘南・ <u>甲府・松本・富山・清水</u> ・磐田・ <u>名古屋 (パロ瑞穂)</u> ・ <u>鳥取・広島・讃岐</u> ・愛媛・鹿児島・琉球 ※ <u>青字下線</u> クラブは、トイレの60%ルールによりトイレ制裁免除
	制裁 (トイレ・屋根不足)	4	秋田・水戸 (笠松)・金沢・岡山

(3) 判定に付帯する事項

	クラブ数	クラブ名
是正通達	0	-

(1) 解除条件付交付とは

- ◆ クラブライセンス交付判定についての解除条件があり、F I Bより通知された解除条件が成就した場合には、付与されたJ 1クラブライセンスが効力を失い、J 2クラブライセンスに変更される
- ◆ よって、クラブライセンス判定時には規則上「Jリーグクラブライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合」に該当すると取扱われ、クラブは上訴申立てを行うことができる
(Jリーグクラブライセンス交付規則 第26条第3項)

※2014年に鳥取に対して行われた「停止条件付交付」との違い…停止条件付交付は、
停止条件を充足した場合に限り、クラブライセンス付与の効力が発生

(2) 解除条件の内容

- ◆ 11/24の明治安田生命 J 2リーグ最終節、または12/1 (予定) より始まる J 1 参入プレーオフ決定戦後、昇格のための順位要件を充足できなかった場合 (= スタジアムの短期改修工事を行わないことが確定した場合)、J 1クラブライセンスから J 2クラブライセンス付与へ変更される
- ◆ 上記シーズン終了時に改めて、Jリーグより解除条件付交付クラブの状況を踏まえたクラブライセンス交付の最終結果について発表する予定

2 - 3. B等級基準の未充足による制裁 ①

(1) B等級基準とは

Jリーグクラブライセンス交付規則では、内容の重要性に応じて、基準をA・B・Cの3つの等級に区分している。

A等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されない。

B等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されるものの、クラブライセンス交付と同時に制裁を科され得る。

(Jリーグクラブライセンス交付規則 第7条、第8条)

(2) 施設に関するB等級基準の例

◆ 衛生施設 (Jリーグクラブライセンス交付規則 第34条 I .10)

スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。

◆ 屋根 (Jリーグクラブライセンス交付規則 第34条 I .11)

スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。

※ 以上は例示であり、B等級の基準は他にもある。

2 - 3. B等級基準の未充足による制裁 ②

(3) 制裁内容

◆ トイレの数の不足のみが制裁対象の場合

- 対象スタジアム名の公表
- トイレ洋式化の計画もしくは構想の提出 [期限：2019年11月末]

◆ 屋根のカバー率の不足のみが制裁対象の場合

- 対象スタジアム名の公表
- 屋根のカバー率不足への改善策もしくは構想の提出 [期限：2019年11月末]

◆ トイレの数、屋根のカバー率の不足がいずれも制裁対象の場合

- 対象スタジアム名の公表
- スタジアム環境の抜本的な改善に向けた以下の計画および報告の提出
 - ① 2019年7月から2019年11月までの活動報告 [期限：2019年11月末]
 - ② 2020年活動計画 [期限：2019年11月末]
 - ③ 2019年12月から2020年6月までの活動報告 [期限：2020年6月末]
- 活動報告および活動計画に関連し、クラブライセンス事務局が個別文書を発信する可能性あり

(4) 制裁対象

【 】内はクラブ名

制裁対象	クラブ数	スタジアム名
トイレの数の不足のみ	0	- 該当スタジアムなし -
屋根のカバー率の不足のみ	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ N D ソフトスタジアム山形【山形】 ・ 栃木県グリーンスタジアム【栃木】 ・ 正田醤油スタジアム群馬【群馬】 ・ N A C K 5 スタジアム大宮【大宮】 ・ 三協フロンテア柏スタジアム【柏】 ・ ニッパツ三ツ沢球技場【横浜 F C】 ・ S h o n a n B M W スタジアム平塚【湘南】 ・ 山梨中銀スタジアム【甲府】 ・ サンプロ アルウィン【松本】 ・ 富山県総合運動公園陸上競技場【富山】 ・ I A I スタジアム日本平【清水】 ・ ヤマハスタジアム (磐田) 【磐田】 ・ パロマ瑞穂スタジアム【名古屋】 ・ とりぎんバードスタジアム【鳥取】 ・ エディオンスタジアム広島【広島】 ・ Pikaraスタジアム【讃岐】 ・ ニンジニアスタジアム【愛媛】 ・ 白波スタジアム【鹿児島】 ・ タピック県総ひやごんスタジアム【琉球】
トイレの数・屋根のカバー率いずれも不足	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソユースタジアム【秋田】 ・ 笠松運動公園陸上競技場【水戸】 ・ 石川県西部緑地公園陸上競技場【金沢】 ・ シティライトスタジアム【岡山】
合計	23	

◆ 2013年申請[2014シーズン]以降、トイレの数について基準未充足であっても判定の計算根拠となる観客席の数を「満員」から「60%入場」を母数として判定した場合に基準を充足していれば、制裁を免除している（60%ルール）。

◆ スタジアムの新設または大規模改修工事が、着工もしくは首長または事業責任者より発表されているクラブについても制裁を免除している。

2-4. 施設基準判定結果概要 ①

(1) 2019シーズン J1クラブ

クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり		
	スタジアム	トレーニング	スタジアム			スタジアム	トレーニング	スタジアム		
	入場可能数	施設	屋根	トイレ		入場可能数	施設	屋根	トイレ	
札幌	◎	◎	◎	◎	磐田	◎	◎	×	◎	
仙台	◎	◎	◎	◎	名古屋	◎	◎	※1 ×	○	パロ瑞穂
鹿島	◎	◎	◎	◎		◎		◎	豊田ス	
浦和	◎	◎	◎	◎	G大阪	◎	◎	◎	◎	
F C東京	◎	◎	◎	◎	C大阪	◎	◎	◎	◎	※2 制裁免除
川崎F	◎	◎	◎	◎	神戸	◎	◎	◎	○	
横浜FM	◎	◎	◎	◎	広島	◎	◎	×	○	
湘南	◎	◎	×	◎	鳥栖	◎	◎	◎	◎	
松本	◎	◎	×	○	大分	◎	◎	◎	◎	
清水	◎	◎	×	○						

※1 名古屋はホームスタジアムが2つあり、豊田スタジアムは基準を充足しているが、パロマ瑞穂スタジアムが屋根の基準を充足しておらず、制裁対象となっている

※2 C大阪は長居球技場の大規模改修計画が発表されているため、制裁免除

【凡例】

◎ : 15,000人以上(入場可能数)
J1基準充足(トレーニング施設)
基準充足(屋根・トイレ)

○ : 建設中(トレーニング施設)
未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ)

△ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数)
J1基準未充足(トレーニング施設)

× : 未充足のため制裁対象

赤字 : 新設・改修により基準を充足・クリア
青字 : 改修を実施



(2) 2019シーズン J2クラブ

- … J2クラブライセンス交付クラブとその要因
- … 例外適用を申請しJ1クラブライセンスを取得したクラブ

クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム	トレーニング施設	スタジアム			スタジアム	トレーニング施設	スタジアム	
	入場可能数		屋根	トイレ		入場可能数		屋根	トイレ
山形	◎	◎	×	○	金沢	◎	◎	×	×
Ksスタ 笠松	※1 △	◎	◎	◎	岐阜	◎	◎	◎	○
	◎		×	×	京都	◎	◎	※3 ◎	◎
栃木	◎	◎	×	○	岡山	◎	◎	×	×
大宮	◎	◎	×	◎	山口	◎	◎	◎	○
千葉	◎	◎	◎	◎	徳島	◎	◎	◎	◎
柏	◎	◎	×	◎	愛媛	◎	◎	×	◎
東京V	◎	◎	◎	◎	福岡	◎	◎	◎	○
町田	△	△	※2 制裁免除	◎	長崎	◎	◎	◎	○
横浜FC	◎	◎	×	○	鹿児島	△	△	×	◎
甲府	◎	◎	×	○	琉球	△	△	×	◎
新潟	◎	◎	◎	◎					

※1 水戸はホームスタジアムが2つあり、ケーズデンキスタジアム水戸はJ2基準を充足しており、笠松運動公園陸上競技場はJ1基準を充足している
 ※2 町田は町田市陸上競技場の大規模改修計画が発表されているため、制裁免除
 ※3 京都は新設の府立京都スタジアム(仮)により屋根の基準を充足した

【凡例】

- ◎ : 15,000人以上(入場可能数)
J1基準充足(トレーニング施設)
基準充足(屋根・トイレ)
- : 建設中(トレーニング施設)
未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ)
- △ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数)
J1基準未充足(トレーニング施設)
- ×
- 赤字 : 新設・改修により基準を充足・クリア
- 青字 : 改修を実施

2 - 4 . 施設基準判定結果概要 ③

(3) 2019シーズン J3クラブ

… J2クラブライセンス交付クラブとその要因

クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1・J2基準あり		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム	トレーニング施設	スタジアム			スタジアム	トレーニング施設	スタジアム	
	入場可能数		屋根	トイレ		入場可能数		屋根	トイレ
秋田	◎	△	×	×	鳥取	△	△	×	○
群馬	◎	◎	×	◎	讃岐	◎	△	×	○
長野	◎	△	◎	◎	北九州	◎	◎	◎	◎
富山	◎	◎	×	○	熊本	◎	◎	◎	○

【凡例】

◎ : 15,000人以上(入場可能数)
J1基準充足(トレーニング施設)
基準充足(屋根・トイレ)

○ : 建設中(トレーニング施設)
未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ)

△ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数)
J1基準未充足(トレーニング施設)

× : 未充足のため制裁対象

赤字 : 新設・改修により基準を充足・クリア
青字 : 改修を実施

2 - 5. 主な施設の改善状況

(1) トイレの洋式化を進めたスタジアム

- ① F C 東京【味の素スタジアム】
- ② 東京 V 【味の素スタジアム】
- ③ 横浜 F M 【日産スタジアム】
- ④ 金沢【石川県西部緑地公園陸上競技場】
- ⑤ 清水【I A I スタジアム日本平】
- ⑥ 讃岐【Pikaraスタジアム】

※ F C 東京・東京 V ・横浜 F M は、トイレの数が基準を100%充足することとなった

※ 清水・讃岐は、従来トイレの数の不足が制裁対象であったが、制裁免除（トイレ60%ルール）となった

(2) クラブが制裁免除となった新設もしくは大規模改修の計画があるスタジアム

- ① 町田【町田市立陸上競技場】
- ② C 大阪【桜スタジアム（長居球技場）】

2 - 6. 是正通達 ①

(1) 是正通達とは

- ◆ クラブライセンス交付判定に付帯して、**クラブ経営上是正すべき点があると F I B が判断したクラブに対し、是正措置を通達するもの。**
(Jリーグクラブライセンス交付規則 第15条)
- ◆ 趣旨としては、「 F I B による制裁またはクラブライセンス不交付」という強制力を行使する前に、クラブが**自ら経営を改善し、「債務超過」および「3期以上の連続赤字」とならないよう、強い指導を行うもの**である。

(2) 是正通達の概要

- ◆ 2019年申請においては該当クラブなし
- ◆ 2018年申請時の通達内容 (ご参考)
 - ◆ 2018年度予算進捗を Jリーグに定期的に報告すること
 - ◆ 2019年度予算編成時に Jリーグに事前に説明すること
 - ◆ ガバナンスの改善や内部統制の見直しなど組織体制強化を実施し、Jリーグに進捗状況を報告すること

2-6. 是正通達 ②

(3) 是正通達の対象クラブ

(クラブ数)

	2014年申請 [2015シーズン]	2015年 [2016]	2016年 [2017]	2017年 [2018]	2018年 [2019]	2019年申請 [2020シーズン]	対象クラブ (2019年申請)
J 1 クラブライセンス	3	1	0	0	0	0	-
J 2 クラブライセンス	1	0	0	1	1	0	-
合計	4	1	0	1	1	0	

◆ 是正通達クラブが減少した背景

- 3期連続赤字または債務超過の場合はJリーグクラブライセンス不交付となる規定の猶予期間が2014年度に終了となり、クラブライセンスを交付された多くのクラブの経営状況に改善が見られた
- クラブライセンス制度開始以降のクラブへの指導によって、予算の策定および進捗管理の能力が向上したクラブがある

【ご参考：Jリーグクラブライセンス交付クラブの財務状況】

(クラブ数)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
2期以上連続赤字	2	1	0	1	4	3
債務超過	11	0	0	0	0	0

※ 2期連続赤字のクラブは、新潟・山口

※ 3期連続赤字のクラブは、琉球

2 - 7. 特記事項 ①

(1) 特記事項とは

クラブライセンスの判定結果に直接は関係ないが、クラブに注意喚起を行っておくべき事項を通知するもの

(2) 特記事項の内容

① 財務

Jリーグが予算進捗・編成等につき随時ヒアリングを行う

② スタジアム

2020シーズンJリーグ開幕前日までにスタジアムの改修工事が完了しない場合、もしくは新設のスタジアムの供用が開始されない場合には、クラブライセンスが取消されるか、制裁が科される可能性がある

③ トレーニング施設

2020年1月31日までにJ 1基準のトレーニング施設の供用が開始されない場合には、クラブライセンスが取消されるか、制裁が科される可能性がある

④ 制裁免除（トイレ60%ルール）

スタジアムのトイレの数について本来は基準未充足であるが、60%ルールを理由に制裁免除となっている

⑤ 制裁免除（スタジアム新設・改修）

来シーズン使用予定のスタジアムは本来は基準未充足であるが、スタジアムの新設または大規模改修を理由にスタジアムのトイレの数、屋根のカバー率について制裁免除となっている

⑥ 例外規定（猶予期間）

スタジアム及びトレーニング施設について、例外規定による上位ライセンスを交付する

(3) 特記事項の対象クラブ

内 容	クラブ数	クラブ名
財務	10	秋田・水戸・群馬・横浜 F C・長野・新潟・鳥取・山口・鳥栖・琉球
スタジアム	2	水戸（笠松）・京都
トレーニング施設	0	- 該当クラブなし -
制裁免除 (トイレ60%ルール)	17	山形・栃木・横浜 F C・甲府・松本・富山・清水・名古屋（パ○瑞穂）・岐阜・神戸・鳥取・広島・山口・讃岐・福岡・長崎・熊本
制裁免除 (スタジアム新設・改修)	2	町田・C大阪 ※町田、C大阪は大規模改修
例外規定（猶予期間）	3	町田・鹿児島・琉球

(スタジアム基準改定内容の詳細)

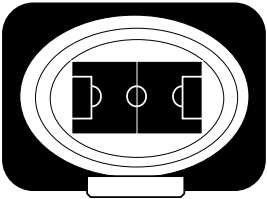
2 - 8. 例外規定の内容①

「競技の公平性」を向上させ、「基準充足」のためだけでなく最適な整備計画を検討でき、「理想のスタジアム」の整備が促進される2つの例外規定を制定した。

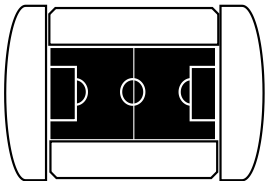
1. 競技の公平性



2. 基準充足に向けた投資



3. 理想のスタジアム



以下の要件を満たしていれば、例外を認め上位のライセンスを取得可能とする

【例外規定1】

以下の要件を満たす**工事が着工されてい**れば、基準を充足しているものと判断する

- ✓ 申請から4年目のシーズンの開幕までに完成するスケジュールであること
- ✓ 工事期間中も試合開催に支障をきたさないと理事会が認めること

【例外規定2】

「理想のスタジアム」の4要件を満たすスタジアムの整備であれば、完成まで**5年間**の**猶予期間**を設け、基準を充足しているものと判断する

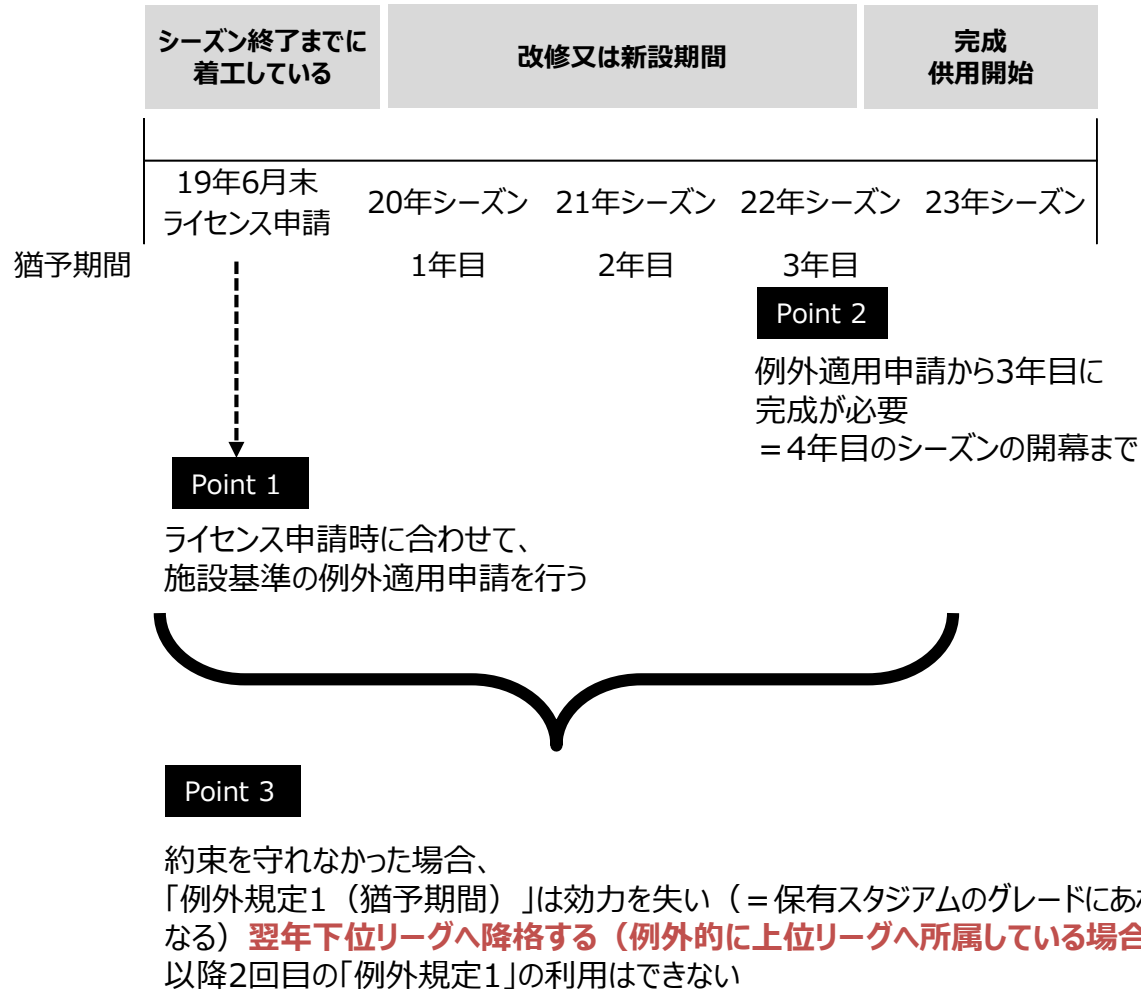
- ✓ 昇格後**3年以内**に、場所・予算・整備内容を備えた**具体的なスタジアム整備計画を提出**すること
- ✓ 5年以内に工事が着工されていれば、例外規定1との組み合わせも可能

【注】上記いずれの例外規定であっても、猶予期間を設定できない**照明・諸室については、従前どおりシーズン開幕までに整備する必要**がある（猶予が可能な項目は、「入場可能数」および「大型映像装置」のみ）

※上記例外規定設置に伴い、**トレーニング施設基準**に関しても、内容は変更せずに**猶予期間3年**を設けた

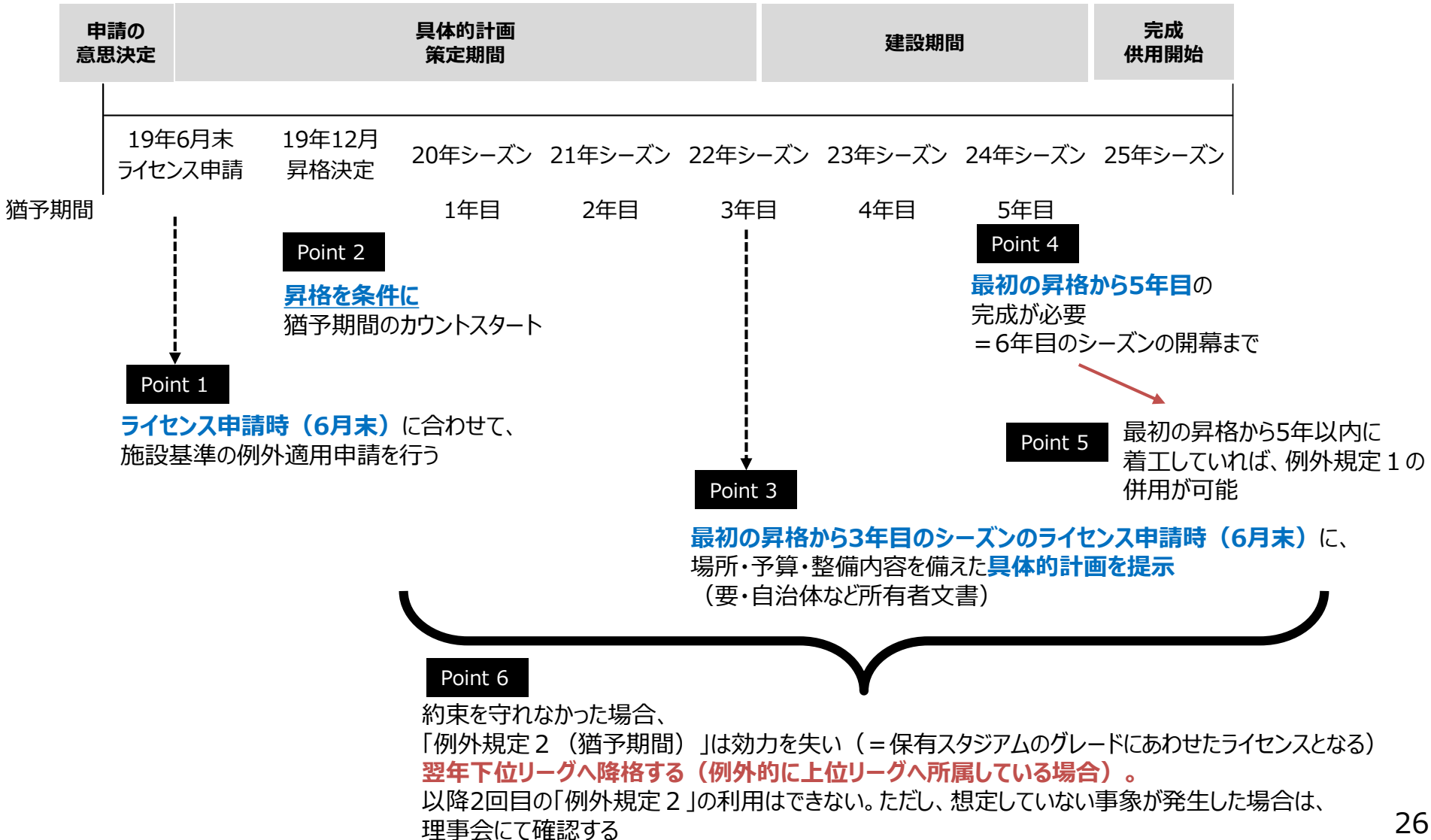
2 - 8 . 例外規定の内容②

町田が対象となる例外規定1の猶予期間の考え方は以下のとおり。



2 - 8. 例外規定の内容③

鹿児島・琉球が対象となる例外規定2の猶予期間の考え方は以下のとおり。



3. クラブライセンス制度の効果 (導入から8年目を迎えた過去7年間の振り返り)



クラブライセンスの導入は、5つの基準に関して7年間で着実に効果をあげている。
日本サッカーの発展のため、Jリーグとクラブは「クラブライセンス制度をベースにした経営のさらなる強化」に取り組んでいく。

基準	内容	状況
競技基準	アカデミーの整備 選手への研修の拡充 等	<ul style="list-style-type: none"> ● アカデミーの質の向上を図る評価システムの導入実施 ● 八百長やドーピングに関する研修項目の追加
施設基準	ホームスタジアムとトレーニング施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備に関する指針として活用されている ● 全国でスタジアムの新設、改修の動きが起こっている
人事体制・組織基準	専門性のある社員・チームスタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● クラブ運営のマニュアル、指針の1つとして浸透している ● Jリーグ入会、J2昇格を目指すクラブの指標としての役割も果たしている ● Jリーグ、クラブ人材のプロ化が引き続き課題
法務基準	規程・契約書の整備 等	
財務基準	財務規律の確立 (債務超過・3期連続赤字のクラブは原則ライセンス不交付)	<ul style="list-style-type: none"> ● クラブライセンス制度導入より3年間の猶予期限である2014年度末には、債務超過・3期連続赤字のJ1・J2クラブはゼロになった ● 収支均衡の予算策定が浸透するとともに、クラブの経営は縮小均衡ではなく緩やかではあるが拡大均衡型の経営となってきた

← 施設整備による波及効果あり

← 財務基盤強化による波及効果あり

3 - 2. 財務基準に関するトピックス ①

クラブライセンス制度導入時の課題認識

健全化 安定化

「3期連続赤字・債務超過」解消に向けて強い姿勢で臨む

- 全クラブの経営を健全化し、サッカー界のイメージを高める
- 財務の透明性を高める

収入増加 投資拡大

経営を健全化したうえで「身の丈を大きくする」努力をする

- クラブの強化に向けた収入増が必要
- 増加した収入はチーム強化や将来への投資に使う

一方、クラブライセンス制度の導入時には、特に財務基準の内容について、クラブの成長に向けた投資意欲をそぎ、クラブライセンスの基準をクリアするための「コスト削減、守りの経営」＝「縮小均衡、フットボールの魅力の低下」を招くのでは、との懸念の声もあった

3-2. 財務基準に関するトピックス ②

制度導入後7年間（決算期ベース）での成果

【2018年度のJ1・J2・J3クラブの財務状況】

(クラブ数)

	2011年度		2016年度	2017年度	2018年度	該当クラブ (2018年度)
単年度赤字	18		13	14	18	札幌、仙台、清水、広島、鳥栖、町田、新潟※、山口※、福島、群馬、YS横浜※、相模原、長野、富山、沼津、北九州、鹿児島、琉球
3期連続赤字	4		0	0	1	琉球
債務超過	11		0	0	0	なし

※新潟、山口、YS横浜は2期連続赤字

- ◆クラブライセンス制度の導入により、クラブの経営健全化が加速度的に進んだ。
- ◆一方で、財務基準（3期連続赤字ルール）の改定に伴い、予算編成の幅が広がったことや、クラブの積極的な投資等により、単年度赤字クラブは増加している。
- ◆J1・J2・J3全てのクラブでの3期連続赤字、債務超過ゼロが2015年度から続いていたが、2018年度はFC琉球に3期連続赤字が発生（※ただし、財務基準には抵触しない）

3 - 2. 財務基準に関するトピックス ③

経営を健全化したうえで「身の丈を大きくする」努力をしていく

J1・J2・J3クラブの合計値の推移

	クラブライセンス制度導入前		クラブライセンス制度導入後	
	38クラブ	53クラブ	54クラブ	
	2011年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	728億円	994億円	1,106億円	1,257億円
スポンサー収入	333億円	483億円	516億円	595億円
入場料収入	142億円	183億円	193億円	193億円
営業費用	729億円	978億円	1,090億円	1,231億円
チーム人件費	329億円	423億円	497億円	582億円

以下の指標等により、制度導入時に懸念された縮小均衡に陥ってはいないと評価できる

- ◆ 収入規模の拡大 = 投資を可能にするための財源確保
- ◆ チーム人件費の増加 = 魅力あるフットボール・クラブづくり

3-3. 施設基準に関するトピックス

スタジアムに関するB等級基準未充足による制裁対象

「トイレの数の不足」は、32クラブ→4クラブと大きく減少した
「屋根のカバー率の不足」も、着実に減少している（数字が横ばいなのは申請クラブ数増加の影響）

（J1J2ライセンス申請の48クラブを対象）

	2012年 申請 [2013シーズン]	2017年 申請 [2018シーズン]	2018年 申請 [2019シーズン]	2019年 申請 [2020シーズン]	備考
クラブライセンス申請クラブ	41	47	48	48	J3クラブの申請が増加傾向
トイレの数の不足 ※1	32	5	6	4	トイレの洋式化により大きく減少
屋根のカバー率の不足	24	21	※3 23	23	改善が進む一方で、申請クラブ数増加により、減少傾向が停滞
制裁対象比率 ※2	87.8%	44.6%	47.9%	47.9%	約40%減少
初申請もしくは再申請クラブ	-	鹿児島 琉球	秋田	-	初申請クラブは制裁対象となる傾向にある
主な新設または大規模改修	柏【三協F柏】 町田【町田】 長崎【トラスタ】	-	秋田 【秋田陸】	京都 【京都ス(仮)】	スタジアム環境が大きく改善したクラブがある

※1 2013年申請[2014シーズン]以降、トイレの数について基準未充足であっても判定の計算根拠となる観客席の数を「満員」から「60%入場」を母数として判定した場合に基準を充足していれば、制裁を免除している（60%ルール）

※2 「制裁対象クラブ数」÷「クラブライセンス申請クラブ数」の比率

※3 初申請の秋田に加えて、水戸が初めて笠松運動公園陸上競技場をホームスタジアムとして申請を行ったため2クラブ増加